

平成24年1月27日
規程第 14 号

(趣旨)

第1条 この規程は、小川町情報公開条例(平成13年小川町条例第1号)第22条の規定に基づき、一般財団法人埼玉伝統工芸協会(以下「協会」という。)において情報公開を実施するにあたり、情報の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、協会の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、函面、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。

(協会の責務)

第3条 協会は、情報の公開制度の円滑な運用を図り、県民が協会に関する正確でわかりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、努めるものとする。

(適正な請求及び使用)

第4条 この規程により情報の公開の請求をしようとするものは、適正にこれを行うとともに、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

(請求のできるもの)

第5条 次に掲げるものは、協会に対して情報の公開を請求することができる。

- (1) 埼玉県に住所を有し、勤務し、又は在学する者
- (2) 埼玉県に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協会が保有している情報の公開を必要とする相当の理由を有する個人及び法人その他の団体

(請求の方式)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、情報公開請求書を協会に提出しなければならない。

(情報の公開)

第7条 協会は、公開請求があったときは、請求にかかる情報に次の各号に掲げる情報(次号において「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た

だし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。

（2）法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（3）公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると協会が認めることにつき相当の理由がある情報。

（4）協会の内部及び協会と国、埼玉県又は他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（5）協会が行なう事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。

（6）協会の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(7) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報。

2 公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分以外の部分を公開しなければならない。

(請求に対する決定等)

第8条 協会は、第6条の請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に公開をどうかの決定を行うものとする。ただし、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求の日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、協会は請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

2 協会は、情報の全部又は一部を公開することと決定した時は、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し協会が定める事項を書面により通知しなければならない。

3 協会は、情報の全部を公開しないとき(公開請求に係る情報を保存していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 請求に係る情報に協会、国、地方公共団体および請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、協会は、第2項又は第3項の規定による決定(以下「公開決定等」という。)をするにあたって、当該第三者に対し、情報の表示その他の事項を通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。

(公開の実施及び方法)

第9条 請求に係る情報を公開することと決定したときは、請求者に対し速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 公開の方法は、情報の閲覧、写しの交付又は視聴による。

3 閲覧又は視聴の方法による情報の公開にあたっては、当該情報を汚損し又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行なうことができる。

(費用負担)

第10条 公開請求により情報の写しの交付を受ける者は、別表に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(情報の検索資料の作成)

第11条 協会は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(他の法令等との調整等)

第12条 法令又は条例の規定により、情報の閲覧又は交付の手続きが定められているときは、当該法令又は条例の定めるところによる。

(不服の申出)

第13条 請求者は、公開決定等について不服があるときは、協会に対して不服の申

出をすることができる。

- 2 前項の申出は、公開決定等があったことを知った日から60日以内にしなければならない。
- 3 第1項の申出は、公開決定等があった日から1年を経過したときは、することができない。
- 4 協会は、第1項の申出に対し回答するにあたっては、小川町長に対して助言を求めることができる。

(情報提供)

第14条 協会は、業務及び財務等に関する資料で代表理事の定めるものを備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 協会は、前項に規定するものの他、県民に対し積極的に情報を提供しよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、協会の役職員が施行日以後に職務上作成し、又は取得した情報について適用する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

別表(第10条関係)

区 分		金 額
写しの作成に要する費用	複写機により写しを作成する場合(日本工業規格 A 列3番以内の白黒)	1枚につき10円
	その他の場合	実費に相当する額
写しの送付に要する費用		郵便料金に相当する額

情 報 公 開 請 求 書

平成 年 月 日

一般財団法人埼玉伝統工芸協会 代表理事 様

請求者

住 所

ふりがな
氏 名

電 話 番 号

法人その他の団体にあつては、名称、事務

所又は事業者の所在地及び代表者の氏名

(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程第6条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

情 報 の 件 名 又 は 内 容	(公開請求する情報が特定できるよう情報の内容を具体的に記入してください。)
公 開 方 法 の 区 分	閲覧・視聴 写しの交付(郵送希望)

(注) のある欄は、該当する事項の 内に「✓」を記入してください。

担 当	課 係 電話 (内線)
決 定 期 限	平成 年 月 日
備 考	

情 報 公 開 決 定 通 知 書

第 号

平成 年 月 日

様

一般財団法人埼玉伝統工芸協会 代表理事 印

平成 年 月 日付で公開請求のあった情報については、次のとおり公開することと決定しましたので、（一財）埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程第8条第2項の規定により通知します。

情 報 の 件 名 又 は 内 容		
公 開 方 法 の 区 分	閲覧・視聴 写しの交付（郵送希望）	
公 開 の 日 時 及 び 場 所	日 時	平成 年 月 日（） 午前・午後 時 分
	場 所	
担 当	課 係 電話 （内線）	
備 考		

- （注）1 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 公開の当日都合の悪い場合は、予めその旨を連絡してください。
 3 この決定により公開を受ける情報は、（一財）埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程の趣旨に即して適正に使用してください。

第 号
平成 年 月 日

様

一般財団法人埼玉伝統工芸協会 代表理事 印

平成 年 月 日付で公開請求のあった情報については、次のとおり情報の一部を公開することと決定しましたので、(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程第8条第2項の規定により通知します。

情報の件名 又は内容		
公開方法の区分	閲覧・視聴 写しの交付(郵送希望)	
公開の日時 及び場所	日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分
	場所	
公開することが できない部分 及び理由	(公開することができない部分) (理由)(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程 第7条第 項第 号に該当	
担当	課 係 電話 (内線)	
情報を公開す ることができる ようになる時期	平成 年 月 日以後であれば、請求に係る情報の(全部・一部)公開することができますので、同日以後改めて公開の請求をしてください。	
備考		

- (注) 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 公開の当日都合の悪い場合は、予めその旨を連絡してください。
- 3 この決定により公開を受ける情報は、(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程の趣旨に即して適正に使用してください。
- 4 欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期を予め明示することができる場合に記入してあります。
- 5 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉伝統工芸協会館長に対して異議申立てをすることができます。

情報非公開等決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

一般財団法人埼玉伝統工芸協会 代表理事 印

平成 年 月 日付で公開請求のあった情報については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程第8条第3項の規定により通知します。

情報の件名 又は内容	
公開することが できない理由	非公開 不存在 その他 (理由)(一財)埼玉伝統工芸協会情報公開実施規程第7条第 項第 号 に該当
担当	課 係 電話 (内線)
情報を公開す ることができる ようになる時期	平成 年 月 日以後であれば、請求に係る情報の(全部・一部) 公開することができますので、同日以後改めて公開の請求をしてくださ い。
備考	

(注)1 欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期を予め明示することができる場合に記入してあります。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉伝統工芸会館館長に対して異議申立てをすることができます。